

教育民生常任委員会会議録

(暫定版)

令和7年12月11日(月曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	浅石昌敏	副委員長	兔澤祐一
	委員	児玉悦朗	委員	保田直美
	委員	赤坂勲	委員	奈良明日香

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 阿部元樹

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	関本 和人	健康福祉部長	阿部 正幸
教育部長	黒澤 香澄	大湯ストーンサークル館長	花海 義人
市民課長	成田 真紀	生活環境課長	佐藤 智紀
税務課長	佐藤 寛	福祉総務課長	井上 真
すこやか子育て課長(兼)こども家庭センター長	工藤 千秋	あんしん長寿課長	奈良 洋一
総務学事課長	似鳥 映	生涯学習課長	黒澤 香澄
スポーツ振興課長	古田 渡	市民課長政策監(兼)支所窓口班長	阿部 美沙子
福祉総務課政策監(兼)地域福祉班長	佐藤 京子	すこやか子育て課政策監(兼)健康づくり班長	児玉 愛子
あんしん長寿課政策監(兼)介護予防班長	三ヶ田 紀子	スポーツ振興課政策監	田原 智明
市民課主幹(兼)戸籍年金班長	小館 香志美	市民課主幹(兼)国保医療班長	藤原 美恵子
生活環境課主幹(兼)コミュニティ推進班長	大里 透	生活環境課主幹(兼)環境推進班長	金澤 里香子
税務課主幹(兼)収納管理室長	内藤 良富	福祉総務課長主幹(兼)保護班長	安保 俊光
すこやか子育て課こども家庭センター主幹	櫻田 佳奈	あんしん長寿課主幹(兼)高齢者支援班長	武藤 妙子
総務学事課主幹(兼)学事指導班長	田村 めぐみ	総務学事課指導主事	米田 樹史
生涯学習課主幹(兼)社会教育班長	村木 芳	生涯学習課主幹(兼)文化財振興班長	鎌田 学
文化の杜交流館長	成田 小百合	生活環境課副主幹	柴田 秀樹
税務課副主幹(兼)課税班長	高杉 修	福祉総務課副主幹	晴澤 順
すこやか子育て課副主幹(兼)こども家庭応援班長	青山 智晃	すこやか子育て課こども家庭センター副主幹	齋藤 雅
すこやか子育て課統括保健師	石井 聡子	あんしん長寿課副主幹	柴森 葉子
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴木 和明		

午前10時00分 開 会

【開 会】

○浅石委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより教育民生常任委員会を開催いたします。

【委員長挨拶】

○浅石委員長 9、10日の一般質問の答弁、大変ご苦勞様でございました。私今、農地を変えるために、中間管理機構って皆さんわかりますか。農業中間管理機構って。今まで農業委員会で料金設定等はやってたんですけれども、今年の3月いっぱいその契約がなくなりまして、新しく契約する場合に中間管理機構を通してやることに決まりました。

で、その中で相続していない人が、大体420名の方と契約しているんですけれども、85名ほどが相続してなかったんです。それで相続していないと中間管理機構を使つての契約ができないということで、その85人の方にお手紙を出したんですけれども、それぞれの理由を聞きました。

まず、一番多かったのが「面倒くさいから」、2番目に多かったのが「お金がかかるから」、3番目が「兄弟と喧嘩して判子がもらえない」とそういった理由等でありましたけれども、令和6年の4月に法律が改正されて、5年間のうちに相続しなかった場合、10万円以下の過料が課せられるということになったので、その旨皆さんにお伝えしましたが、85人中10人くらいは直したと連絡が来たけれども、後はやっていないと。

そういうことで、もし皆さんも相続していない方はちゃんと相続するように。10万円以下の罰金が来ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の会議であります、去る11月28日に当委員会に付託されました議案9件、陳情5件についてそれぞれ審査をお願いするものであります。

当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いをいたしますが、会議録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願ひます。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいませようご協力を願ひいたします。

なお、委員長の許可のない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○浅石委員長 それでは、会議次第に従い、進めてまいります。

初めに所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。それでは順次報告願ひます。市民部長。

○関本市民部長 おはようございます。

所管事項の報告に入ります前に、本日の欠席職員ですが、総務学事課の駒ヶ嶺学事指導管理監と大森主幹、福祉総務課の泉澤副主幹が所用のため欠席しておりますので、ご了承

願います。

それでは、資料の3ページをお願いします。

所管事項について、市民部から順にご報告いたします。

初めに、1の「子ども・子育て支援金制度への対応について」であります。制度の概要については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が、昨年6月に成立し、全世代や企業からの支援金を医療保険料と合わせて拠出することにより、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子供や子育て世帯を社会全体で支える「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月から始まります。

支援金が充てられる事業であります。児童手当の拡充や育児時短就業給付など、ここに記載する6つの事業に支援金が充てられることとなります。

子ども・子育て支援金に関する試算は、表のとおりとなります。支援金は令和8年度から10年度にかけて段階的に構築されます。国の試算した医療保険者ごとの1人当たりの平均月額の見込みは、下段の太枠にありますとおり、国民健康保険では、令和8年度は250円、9年度は300円、10年度は400円、75歳以上の後期高齢者医療制度では、令和8年度は200円、9年度は250円、10年度は350円と試算されております。

今後のスケジュールですが、国民健康保険については、年明けに国から示される予定の通知等に基づき、保険税率等の設定や条例改正などの準備を進めてまいります。

また、後期高齢者医療制度については、秋田県後期高齢者医療広域連合が、令和8年度と9年度の保険料率改正と併せ、「子ども・子育て支援金」の保険料を決定いたします。

周知方法についてですが、広報やホームページのほか、後期高齢者医療制度につきましては、制度説明会などを通じて周知することとしております。

なお、制度の詳細につきましては、市民部資料1となりますので、後ほどご確認くださいよう願います。

4ページをお願いします。

次に、2の「令和8年度市・県民税申告相談日程について」であります。申告相談の期間については、令和8年2月9日から3月16日までの24日間とし、会場については、例年どおりの5か所で、各市民センター及び交流センターにて実施いたします。

今回からの変更点であります。簡易申告書と申告相談の案内については、これまで全戸に郵送による配布を行っていましたが、給与や年金所得のみで税金の計算が完了し、申告手続が不要な方であっても、送付された簡易申告書を提出するために、申告会場や市役所、支所などに来られる方が多くいらっしゃいました。

このため、今回からは、全戸への郵送配布を改め、申告相談の期間や会場等の案内については、広報1月号やホームページ等で周知を図るとともに、前年の申告内容から判断し、簡易申告の対象になると思われる方に対し、個別に郵送することといたします。

なお、簡易申告書については、税務課窓口及び支所に用意するほか、記載しやすく、またダウンロードで利用しやすいよう様式を改正いたします。

このほか、事業に関する収支内訳書の事前提出を引き続き促すなど、申告相談の待ち時間の短縮を図りながら、よりスムーズに対応できるよう進めてまいります。

市民部関係については以上です。

○**浅石委員長** 健康福祉部長。

○**阿部健康福祉部長** 健康福祉部からは2点ご報告いたします。

初めに、1の「民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選について」報告いたします。

民生委員等には、厚生労働大臣から委嘱され、住民からの相談に乗ったり、必要に応じて関係する機関につなぐ役割を担っていただいておりますが、この度、任期満了に伴う一斉改選があり、12月1日付で新たに107人の委員が任命されております。

全国的に、委員の高齢化による退任や働いている高齢者の増加等により、民生委員のなり手不足が課題となっておりますが、本市も例外ではなく、今回の改選では18の地区で欠員となっております。

地域のつながりの希薄化や高齢化の進展により、民生委員の役割は重要でありますので、引き続き、自治会と相談を進めながら欠員解消に向けて取り組むとともに、各地区民生委員・児童委員協議会等と連携し、無報酬で活動いただく民生委員の活動を支援してまいります。

次のページをお願いします。

次に、2の「医療機関アンケートについて」であります。健康福祉部資料1をお願いします。

医療ビジョン策定に当たりまして、市内の病院や診療所、歯科診療所、薬局に対して現状把握のためのアンケートを実施いたしましたので、その概要を報告します。

調査対象は、3病院、10診療所、10歯科診療所、13薬局です。8月にアンケートをお願いし、そのうち病院と診療所については全施設に対しヒアリングを行っています。

次のページをお願いします。

初めに、病院・診療所についてですが、外来患者数については、令和元年度を基準として「減っている」が75%を占め、今後の見込みでは「減る」が83%とさらに増えております。入院については、3施設のうち2施設が現状で「横ばい」ですが、見込みでは3施設とも「減る」としてあります。

次のページをお願いします。

経営状況についてですが、運営収支が黒字は6割、赤字が4割という状況ですが、今後の見込みとなると、黒字が4割に減少し、半分が赤字を見込んでおります。

なお、やや黒字としつつも、建物の修繕や高額な医療機器の更新があれば、経営に大きな影響が出るとお聞きしております。

次のページをお願いします。

経営上のリスク・課題については、多い順から、人口減少による患者の減少、またこれ

と連動しますが、診療報酬が伸びない中での収支の悪化、医療従事者の確保が困難であること、設備の老朽化・機器の更新が挙げられています。

次のページをお願いします。

事業継続についてお聞きしています。「まだ後継について問題にする時期ではない」が半分で、それ以外では、後継者が決まっているところはゼロ、後継者はいないとするところが約4割となっています。また、事業継続の意向について尋ねたところ、「継続できる」が3分の1、それ以外の多くは未記載等でありましたが、「廃業を考えている」も4分の1となりました。「廃業を考えている」の理由としては、現状の収支見通しでは継承先を探すのは困難という認識があり、廃業までの年数は数年から6年という回答でありました。

次のページをお願いします。

医療ビジョンに盛り込むべき提言・懸念・支援の要望についてお聴きしたものをまとめております。

まず、マクロ的視点からのご意見としては、二次・三次医療圏の一部として、現実的なビジョンを描くべき。広域的な連携が必要という意見がありました。現状の医療が普通であった市民には、医療が縮小して利便性が損なわれることについて実感が湧かず、説明は難しいだろうと意識改革・意識醸成の必要性を挙げる意見もありました。

次に、市内の医療機関の連携に関する意見がありました。病院間の役割分担については、かづの厚生病院が急性期、大湯リハビリ温泉病院が回復期、鹿角中央病院が慢性期という現状の役割で良いという意見でありましたが、病床数については、病院ごとではなく3病院まとめて考えるべき、さらには、公設の建物の共同利用や経営統合も考えられないかといった意見もありました。

次のページをお願いします。地域の中核病院である「かづの厚生病院」に関する意見としては、専門医診療科の維持は医師派遣の現状からして無理だろう、総合診療医を配置して、外来に非常勤の専門医を派遣してもらう形にならざるを得ないのではないかという意見がある一方、総合診療は、臓器別の専門医制の現状では難しい、患者側も結局は専門医を受診するはずとして、現状の診療科を望む意見に分かれました。しかし、とにもかくにも、かづの厚生病院が地域の中心なので、その体制をしっかりとつくるべきという点は共通しておりました。

次のページをお願いします。

支援については、看護師ヘルパー制度等の人的支援、それからDX費用を含めた金銭的援助があればという意見、医師確保に当たって留意してほしい事項や在宅当番医制度についての意見がありました。

次のページをお願いします。

続いて、歯科診療所に対するアンケート結果であります。患者数については「減っている」が過半数を超え、見込みでは「増える」がゼロとなり、「横ばい」が4割、「減る」が

6割となっています。運営収支もこれを反映して、現状では「赤字」が14%ですが、見込みとなると7割が赤字になると答えています。

次のページをお願いします。

3と4が逆になりましたが、後継者の有無については、「探しているが未定」、「後継はいない」が合わせて4割を超え、事業継続については4割が廃業を考えているほか、継続できると回答したところでも、継続できる期間は5年との回答があります。

次のページをお願いします。

経営上のリスク・課題については、最も多かったのは、材料費等の高騰に対して保険診療の制限があることで、利益率の低さを診療数でカバーしなければならず、結果として学校検診や講演等の市からの委託を断らざるを得ないとの声がありました。次いで、高齢化と後継者不足、医療スタッフの確保が挙げられています。

次のページをお願いします。

回答は1件ですが、無断キャンセルが多い、歯の健康に対する意識が低いという、今後市民に知らせていくべき内容もありました。

次のページをお願いします。

医療ビジョンに当たっての提言・要望等については、医科診療所と同様、金銭的支援を望む意見がありました。また、新規開業は望めないのが、今後の体制縮小は仕方ないものとして、訪問診療など、いかにその影響を出ないようにしていくかが重要との意見がありました。

次のページをお願いします。

最後に、薬局に対するアンケート結果であります。

薬局の来局者数は、7割が今後「減る」としていますが、運営収支については6割が黒字の見込みとしており、来局者減少の中でも黒字の割合が高くなっています。

次のページをお願いします。

経営上のリスク・課題は、他と同様、人口減少と利益の減少が多く挙げられています。

次のページをお願いします。

事業継続については、チェーン店でない地元資本の薬局も含めて、後継者問題は大きくなく、事業継続の意向も高い結果となりました。

次のページをお願いします。

医療ビジョンに当たっての提言・要望等については、薬局からも、広域で医療体制を構築していく必要があるとの意見がありました。また、当番薬局制度について、現在は5月の大型連休と年末年始ですが、通年で日曜日の運用を検討してほしいとの意見がありました。

以上が医療機関アンケートの結果であります。

今後、今回のアンケートを通して把握した医療機関側の実態と、市民が求める医療のニーズとの擦り合わせを行い、持続可能な将来像を医療ビジョンとして提示できるよう、か

づの地域医療懇談会の開催や、関係機関との協議を進めてまいります。

健康福祉部からの報告は以上です。

○**浅石委員長** 教育部長。

○**黒澤教育部長** 続きまして教育委員会関係の所管事項の報告をいたします。

委員会資料の5ページにお戻りいただきたいと思います。

教育委員会からは3点ご報告申し上げます。

1の「令和7年度二十歳のつどいについて」であります。令和8年1月11日、日曜日、午後3時から文化の杜交流館コモッセ文化ホールを会場に開催いたします。

対象者は、今年度20歳、21歳となる方、241人を予定しています。

参加方法については、今年度は会場参加のみとしております。

委員の皆様にもご案内しておりますので、出席方よろしくお願いいたします。

次に、2の「文化の杜交流館開館10周年記念ミュージカルについて」であります。教育委員会資料1としてチラシを掲示しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

令和8年1月25日、日曜日、午前11時と午後2時の2回公演とし、文化の杜交流館コモッセ文化ホールを会場に開催いたします。

開館10周年を記念する、市民参加型のミュージカルで「19・20（イチキュー・ニーゼロ）～まつり囃子が聞こえたら」の公演名のもと、幼児から大人まで、多くの市民と市ゆかりの俳優らをゲストに迎え、一体となって、音楽と歌声、踊りで紡ぐステージです。

出演者らが精いっぱい練習した成果を披露しますので、委員の皆様からもぜひご来場いただき、お楽しみいただければと思います。

次に、3の「各種スキー大会の日程について」であります。今年度は、令和8年1月9日の「秋田県高等学校スキー大会及び秋田県中学校スキー大会」を皮切りに、「県民スポーツ大会冬季大会スキー競技会」や「東北中学校スキー大会」などの大会が花輪スキー場において開催される予定となっております。

また、2月14日からは「国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会」のジャンプ・コンバインド競技が開催されます。

各大会の開催に当たりましては関係機関と連携し、安全かつ円滑な運営が行われるよう努めるとともに、市外から訪れる多くの皆様に「スキーのまち」としての本市の優位性を実感していただけるよう取り組んでまいります。

以上で、所管事項の報告を終わります。

○**浅石委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに市民部の報告事項について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。赤坂委員。

○**赤坂委員** 資料の4ページでございます。市・県民税の申告相談の日程についてお伺いをさせていただきます。今回から全戸郵送に改められるとのことなのですが、今年の申告相

談について米価が非常に高騰しているところを少し心配しております、いわゆる自家消費米のみいただいている方が中にはいらっしゃると思うんですけれども、その自家消費米が例えば今年の価格でいうと 30k g で 3 万円近いのかなと思っているんですが、自家消費の場合の金額の設定というのは 30k g の一袋でどれぐらいを想定されておりますでしょうか。

○浅石委員長 高杉副主幹。

○高杉税務課副主幹 税務課副主幹の高杉です。

まず、今ご質問のあった自家消費米の評価については、基本的には申告者が取れた米を売るとしたらどのぐらいの価格かというところで設定いたしますので、1 等米であれば高いし、2 等米であればそれよりも少ない金額ということになります。

なので、基本的には卸単価になろうかと思っておりますので、一概に幾らというふうには考えておりませんが、例年よりは高い価格になるだろうと考えております。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 かつては一体あたり 7,500 円とかそういった安い金額で設定していたこともあったかと思いますが、今回全戸配布を改められたということで、いわゆるサラリーマンの方で年末調整をされた方であれば、20 万円未満の所得については申告不要という扱いにされていたと思うんですけれども、それが自家消費米だけでもかなりもらってしまっていて、どうやら金額が超えそうだなみたいな方がいらっしゃる、後から調査されたときに未申告だったりとか、追徴で課税されたりとかというようにならないような形で周知をしていただければいいのかなと思っています。

それに合わせて農業者の皆さんでも、今までは少額だからいいかという形で申告にいられていなかった方とかもいらっしゃるのかなと思うんですけれども、その場合に今年米価が高くなっているということは皆さんご存じのところだと思うので、大体目安としてこれぐらい自家消費米をもらっているような場合ですとか、農業生産の場合でもこれぐらい販売があった方については申告が必要になるというような周知の仕方がないと、後から収入が分かってしまって結局未申告になっているというようなことがないように対応いただければと思います。よろしくお願いします。

○浅石委員長 高杉副主幹。

○高杉税務課副主幹 ご指摘ありがとうございます。

まず、例年通り、その方についてどの申告が必要かというのは広報 1 月号でフローチャートと合わせてご案内を差し上げる予定でございます。

また、農家の皆さんも昨年から米価も上がっておりますので、その米に対する収入所得への意識は申告相談を受けている中で高まっているように感じますので、引き続き適正な申告を促してまいりたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に健康福祉部の報告事項について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。赤坂議員。

○赤坂委員 健康福祉部関係ですが、医療機関アンケートということで、資料の5ページに掲載いただいております。先日12月5日に行われました住民に対する医療の説明会においてもこのアンケート結果をお示しいただいたんですけども、このアンケート結果によるとかなり医療機関の経営状況ですとか、人手不足とか経営上のリスクみたいなのところがつぶさに分かるわけですけども、先日の集会においてはちょっと残念だったと思うところが、参加者がかなり少なかったなというところは感じておまして。医療機関の現状をやはり市民の皆さんに理解していただいて、医療が非常に厳しい状況にあるということも多くの方に分かっていただきたかった集会でしたけれども、残念ながら日程の都合が悪かったのか、ほかの行事がかぶってしまったからなのか少し参加者が少なかったのが少し残念でした。

本来であれば、医療機関の皆様がおっしゃるように、今まで医療を受けられて当たり前だと思っておられた市民の方に医療機関がこれだけ厳しい状況にあるということをご理解いただかないと、これから医療体制の縮小だったりとか、クリニックの閉院・閉鎖も考えているようなお答えもありましたので、これからどんどん必要な医療を受けられなくなっていくという現実を市民の皆さんに分かっていただかないと、これからどんどん反発を受けたりとか、いろんな意見が出たりとかということが想定されますので、何とか市民の皆さんからも今の医療の現状を知っていただくように、恐らく福祉部のほうではホームページでのアンケートの公開ですとか周知方法を工夫されることとは思いますが、何かしらの催し物に併せて参加者を増やすですとか、何かしらの工夫がなければ、単純にこの説明会をやるといってもなかなか人が集まらないという現状があると思います。ですので、何かの催しに合わせて医療ビジョンの説明会を開催しますので足を運んでくださいみたいな形で集会を開くにしても、一つ工夫を打たないとなかなか多くの方の参加が得られない現状になってきているかなと思いますので、周知方法・開催方法についてはぜひ再検討をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 住民集会の参加者の関係ですけども、7日の日の集会は30名程度ということで参加者が少なかったという点についてはこちらのほうも反省点として課題の一つと捉えております。来年度も集会を2回開催する予定としておりますので、開催方法については、また今回のご意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。副委員長。

○兎澤副委員長 先ほどの説明で、民生委員等の欠員が18地区あるということでお伺いしましたけども、実際に民生委員の役割は結構大事で、地区にいても見回りをしてくれたり、いろいろ訪問をしてくれたりして下さってますけれども、この欠員になった18地区に対しては現状どのようなカバーの仕方なり、フォローの仕方をなさっているのかお伺い

します。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 民生委員の欠員地区に対する対応ですけれども、現在 18 地区欠員となっておりますけれども、欠員地区に対しましては自治会長のほうに民生委員が欠員していることをお知らせしております、自治会単位でこういった悩み事とか相談等の意見がある場合には市の福祉事務所のほうにご連絡いただければ、市の福祉事務所のほうで関係機関のほうにつながりますということで連絡をしております。

併せまして、民生委員の候補者の推薦についても一斉改選が終わった後も随時受け付けておりますので、次の民生委員の方の推薦のほうもお願いしたい旨も伝えております。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 自治会長がその欠員地区に関しては民生委員なりの役割を代わりに担っているという考え方でよろしいのでしょうか。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 周辺の地区に民生委員の方、担当地区隣とかという方もおりますけれども、その方が相談を受けた場合にはこちらのほうにつないでいただけることがあります、全てが分かるということでもございませんので、基本的には自治会長のほうにこちらからお願いをしている形となります。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 やはりしっかりとその辺をカバーできるような体制を、欠員があつてなかなか民生委員を任命できないところがある事情は分かりますけれども、やはりそこら辺は必要だということを各地区で共有した上で力強く推進していくということも大事だと思うので、その辺を普段から働きかけはしているとは思いますが、しっかりとカバーしていただけるような、これは市民に直結している部分なので何とかお願いしたいと思います。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 民生委員の確保についてになりますけれども、やはり地域の希薄化などが進んで、あと先ほど部長のほうからも報告がありましたように、高齢者の方でも仕事をしているという関係で、なかなか手を挙げる方も少なくなっておりますけれども、民生委員の職務の重要性、活動の内容についてもどういった活動をしているかというのを知らない方もかなりいるということをごちからも感じておりますので、民生委員の活動内容についても随時お知らせしながら、民生委員の必要性についても引き続きお知らせしていきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 医療機関アンケートについて、アンケートの内容はよく分かるんですが、問題点が浮き彫りになってそれはそれで分かるんですが、市民からのアンケートを取っても、その内容は至極当然でそれもまた分かるんですけれども、しならばその問題点を解決す

るある程度の方向性、そういうものはその医療ビジョンには盛り込む予定なのかをお聞きしたいなと思います。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 今回の医療機関に取りましたアンケート結果、後は住民集会などでいただいた市民の声、こちらのほうを整理しながら、どういったところまで鹿角地域でできるか、またどういった部分は市外の医療機関に担っていただくことになるのか。こういったものはビジョンの中で整理していきたいと考えております。

○浅石委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 医療ビジョンに盛り込むかどうかということに関しては、今、井上課長が申し上げたとおりですけれども、今回のこの報告が児玉委員がおっしゃるとおり、こうなっていますよという現状を示すだけで方向性が見えないというお話だと思います。

ただ、段階を踏んでいきたいと思っておりましたので、今回は本当にこうなっていますという報告だけなんですけれども、この後論点整理をしていきたいと思っています。

この現状に対してどのようなアプローチができるのかという論点を何点か挙げて、関係機関と話をしながら、来年度、4月以降にはなりますけれども住民集会を2回ほど予定しておりますが、来年度にはこういった方向性、これをやるにはこういったことが必要でとかということ整理して最終的には選ぶことになっていくとは思いますが、そういった選択肢を示しながら、最後にはこういう方向を目指したいという形で医療ビジョンにまとめるつもりでおります。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 12月7日の住民集会のことで進め方について改善をお願いしたい点がありましたので、意見させていただきます。住民の意見を取り入れて医療ビジョンに反映させていくというお考えのようでしたので、集会の後のワークショップの部分なんですけれども、時間がやはり秋田大学の学長の帰りの時間などもあったのかなとは思うんですけれども、説明がちょっと長くなってしまってワークショップの時間がかなり短くなってしまったところも、せっかく意見をお話しいただく、住民の方から意見を出していただく時間が非常に短くなってしまったということも少し残念だったなというふうに思います。

私たちのテーブル6人ぐらいだったんですが最初5分で意見を1人ずつ出してくださいみたいなお話をされまして、そうすると6人だからこれ1人40秒くらいで意見を出さないといけないとなると意見を出すのも難しいんじゃないかなと思いましたが、後から時間を延長されておられましたけれども、住民の方から意見を聞くというところに主眼を置いているのであれば、例えば同じ日に入れるのが難しいのであれば、学長の話はその日、その話を聞いた上でその意見を出していただくのは少し休憩を挟んで、1時間なり1時間半なり時間をたっぷり取っていただいて、ゆっくり聞いたお話からどのような意見を持たれましたかみたいな形で意見を出していただくほうがいろいろな意見が出たんじゃないかなと思いましたが、あの時間ではなかなか皆さんから意見をいただいたりという

のが、難しかったんじゃないかなと思いましたので次回開催される際には少し時間配分を長めを取っていただけるようにご配慮いただければありがたいかなと思いましたので、意見をさせていただきました。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。奈良委員。

○**奈良委員** この今お示しいただいた部分に、この今の質問が該当するかは分からないんですが、私も12月7日の医療ビジョンに対しての市民の意見を聞く会に関してご質問させていただきたいのですが、そちらよろしいでしょうか。（「お願いします」の声あり）ありがとうございます。私自体もこちらの会に参加させていただいて、前回の委員会の際もお伝えしたとおり、大きなイベントと重なってしまったのは残念だとは思ったんですが、両方大事なことだとは思ったんで、私は医療ビジョンのほうに参加させていただいたんですけれども、構成としましては最初に委員長の話があって、今市の病院の状況はこんなふうになっているというアンケートがあってワークショップがあってというのはすごく分かったんですが、赤坂委員も仰っていたとおり、結局市民の意見を抽出したい会だったのであれば、市民の意見を聞く時間がすごく少なかったし、それより医療の現状を知ってほしいよというのを重きに置いているのであれば、あれでも悪くなかったのかなと思っただけなんですけども、最終的にあの会を何を目的として開催されていた会だったのかが、ちょっと私には見えてこなかったんで、もし良かったらそこら辺をお伺いしてもよろしいですか。

○**浅石委員長** 健康福祉部長。

○**阿部健康福祉部長** 大変申し訳ないと思っていました。最後に私一言挨拶させていただいたとおり、目的は二つです。奈良委員がおっしゃったとおり今の現状、アンケートを含めて厳しいことを理解していただく、それは学長のお話と市からの報告をもって理解していただくのが一つ。それを受けて住民の皆さんがどう考えるかという意見集約、それも趣旨というか期待したところでした。二つの点を目指したんですけれども、ご指摘いただいたとおり、我々としては70分ワークショップの時間を取るつもりだったんですけれども、学長の話と市の報告も若干伸びてしましまして、結果的に逆転してしまうような形で最後30分ちょっとしかワークショップの時間を取れなかったということで、そこは二つ目の意見集約の目的については中途半端に終わってしまったかなと反省点を持っていますので、ホームページに資料を出して意見をいただく方法は取りたいとは思いますが、それだけで足りない部分は考えていきたいと思っています。

○**浅石委員長** 奈良委員。

○**奈良委員** ご説明ありがとうございます。

ワークショップ自体の空気感は私すごく良かったと思って、人数が最終的にはすごく少なくはなったんですけど、だからこそ皆さんラフに意見を言い合えるというか、出し合える空気感が各テーブルでできていたかなと思うんです。ただ少し私が懸念するのが、多分どこの日程に合わせてもイベントとはぶつかってしまうので参加人数が見込んでいた

よりは少なくなってしまうことも今後もあると思うんですよ。で、今回の人数が30名程度、しかもそのうちの7名ぐらいはしか議員が来ていたので実質市民の生の声が聞けているのってそこからさらに少なくなっていると思うんですよ。

来年2回ほどまた集会をされるというように先ほどご答弁の中にありましたが、本当にその2回で足りるのかなというのがちょっと疑問で。例えば今回30人参加してそれで2回やったとしても次も30人、30人だったとしてもそれでも60人でトータルで90人じゃないですか。市民もつといますよね、本当にそこで市民の皆さんの今の生の意見が抽出されてそれがちゃんと医療ビジョンに反映されるのかというのが、ちょっと私は今のままだと難しいと思って、各回参加される人数が少なくても私はいいと思うんですよ。でなくて回数を増やしてほしいなと思って。多分皆さんお仕事忙しいのはすごく分かるんですけども、この前のアンケートかなんかで、鹿角の医療に対して不安を感じている方が今の鹿角市民の方ではとても多いので、皆さん関心を持っている話題だと私は思っているんですよ。なので、いろんな人たちの意見をやはり私はいただきたいと思うので、難しいとは思いますがちょっと回数を増やしていただくことはできませんでしょうか。

○**浅石委員長** 健康福祉部長。

○**阿部健康福祉部長** 本当に住民の方、市民の方にどれだけ理解した上で最後どういう医療が残せるかということが決まることが大事だと思っていますので、その市民に伝わる市民から意見をもらう場を何とか工夫していきたいと思っています。

住民集会の形もありますし、あと今出前講座、特に医療に関してのメニューはないですけども、先ほどイベントと合わせて開催されたらどうかというお話もありましたが、そういう自治会の何かの集まりの時に出前講座で呼んでいただくとか、そういった方法も考えながらとにかく皆さんに伝わって意見をいただけるような機会を考えていきたいと思っています。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、次に教育委員会の報告事項について質疑・ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○**赤坂委員** 資料の5ページ、文化の杜交流館10周年記念ミュージカルについてですが、先週開催されました民俗芸能フェスティバルですが、こちらも参加者が250名程度というところで伺っております。

コモッセのホールに700人入るわけですけども、オープン当初700名の座席数に対して、少なすぎるのではないかというご意見があったように伺っております。コモッセを建設する際に人口の移り変わりですとか、現在の必要座席数みたいところは十分検討されているのかと思いますが、700名で少なすぎるのではないかとされていて早10年、今一番大きいと言われる民俗芸能フェスティバルが250人しか埋まらないという現状があります。どうやらコモッセが満席になるのは福田こうへいだけというお話も聞いてお

りますし、このミュージカルですね、市民の総意を示すような一番力を入れた10周年記念と銘打っているイベントですから、ぜひこれを満席にしてですね、福田こうへいだけじゃなくて市民ミュージカルでも満席になるんだという実績をぜひつくっていただきたいと思いますが、周知の方法など何か工夫が必要ではないかなと思っておりまして、今現在SNSやポスター・チラシなどで周知はされているとは思いますが、もう一工夫何か周知に工夫が必要じゃないかなと思っておりまして、今現在何か妙案などが当局のほうで考えついているものがありましたらご紹介いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○浅石委員長 成田館長。

○成田文化の杜交流館長 ご指摘ありがとうございます。確かにチラシ・広報・情報誌など市内の媒体を通じて今PRをしているところであります。ただ2回の公演をそれぞれ満席にするように努力はしていきたいと思っておりまして、現在参加者がSNSで発信しているものを市のほうでも共有して、それを市のほうからもそちらのほうに見に行けるような形でもう少し進めていって、たくさんの市民の方から観ていただきたいと考えています。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 参加者の中には恐らく鹿角高校の演劇部の皆さんもいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、夏の高校野球の結果を見るにやはり高校生や若い人たちが頑張っている姿というところは非常に市民の心に訴えるものがあると思いますので、ネタバレになるところももしかしたらあるかもしれないんですが、稽古の様子であったりとか、高校生たちが頑張っている様子ですとか、小さい子供たちもプライバシーの問題とかもいろいろあるかもしれないんですけども、何か稽古の様子ですとか途中のプロセスの部分をもう少し情報発信していただくことで、本番への熱が高まっていくんじゃないかなと思いますので、そのあたりSNSなどでの情報発信を許可していただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

○浅石委員長 成田館長。

○成田文化の杜交流館長 ありがとうございます。今回のプロジェクトには、広報担当も市民の中で結成していただいて、チームで動いていますので、そちらの方々と一緒に若い世代にPRする方法も考えていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 6ページの各種スキー大会の日程についてです。

年明けからかなりの数のスキー大会、1月、2月にかけて行われますし、一番大きい国スポの大会も青森開催ではありますが、鹿角でも一部競技を開催ということでやはりスキーと駅伝のまちをPRするためには、非常に大会開催されるというふうに思いますが、一般質問でも出ておりましたが、スキーの授業ができなくなっている小学校が出てきているというところは非常に残念な部分であるのかなと思っておりまして。一方でこの大会を運営するための人的な資源の部分、運営スタッフにも非常に負担がかかっている大会

がかなり多くあるのではないかなと思っております。ここには出てきておりませんが、毎年F I Sの大会なども鹿角市で開催されておりまして、そこにも鹿角市の職員がスタッフとして有給休暇を取って参加されている状況にあると伺っております。

これだけ多くの大会を開催して、スキーと駅伝のまちをPRしているわけですから、ぜひ、このジュニア選手が入ってこなければ選手が途絶えてしまうということになってしまいますことから、鹿角市としてもぜひこのスキーと駅伝のまちを掲げるのであれば、何かしらの方策を考えていただければと思います。特にスキー選手になることを目指すような小学校・中学校の生徒・児童の皆さんにたくさんスキーの魅力をもPRするという授業が必要なんじゃないかなと思いますので、スポーツの振興という観点から魅力アップを何か事業化していただいて、現役の選手、お若い方多いと思いますので、SNSをやられている方も多いと思います。そういった方々に例えばスキーの魅力アップ大使みたいな感じで事業委託みたいな形でそういった選手の皆さんご自身が滑走している様子ですとか競技されている状態に、アクションカメラか何かをご自身に取り付けていただいて、スキー選手の視点から見たスキー場の様子ですとか、ジャンプ台の上から見る景色などの選手ならではの味わえないような魅力をもPRすることで、スキーの魅力PRにつながるんじゃないかなと思っております。これが競技人口を増やすことにもなりますし、今せっかく指定管理者を変えて新しくオープンすることになった水晶山スキー場などもどんどんPRしていかないと、せっかく指定管理を取ったにも関わらず、なかなか利用者が増えず、スキー人口が増えず、結果として指定管理を返しますですとか、スキー場自体が運営できなくなるということにならないようにしていただきたいなと思いますので、何よりもまず、このスキーというスポーツの魅力を一般の方に伝えると、これが今一番求められていることじゃないかなと思いますので、来年度の事業にするのはちょっと難しいかもしれませんが、再来年度とかでぜひ魅力アップを力入れて事業化していただきたいなと思いますので、ご検討よろしく申し上げます。

○浅石委員長 田原政策監。

○田原スポーツ振興課政策監 花輪スキー場ではこのような各種大会が開催されておりまして、毎週大会で埋まってしまうという現状にありますけれども、八幡平スキー場、それから水晶山スキー場につきましては水晶山も同じ秋八高原リゾートということで指定管理を担っていただきますので、そちらのほうを指定管理者のほうとも十分お話をしながら、現在も小学生については無料の日というようなことでスキー場のほうで設けている日もありますので、それらについても各指定管理者とお話をしながら進めてまいりたいと思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

- 浅石委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。初めに議案第60号「指定管理者の指定について（先人顕彰館）」を議題といたします。当局の説明を求めます。
黒澤課長。
- 黒澤生涯学習課長 議案書の22ページをお願いいたします。
議案第60号「指定管理者の指定について」であります。中段の表のとおり、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市先人顕彰館です。
指定管理者となる団体の名称は内藤湖南先生顕彰会、指定の期間は施設の利用状況や維持管理等の状況を勘案し、閉館を含め、施設の在り方を検討することとしているため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。
提案理由は、施設の効率的な管理運営を図るものですが、施設管理者の選定にあたっては、施設の性質及び地域の実情を踏まえ本市にゆかりの深い先人に関する知識が豊富であり、業務内容を熟知されていると判断される当該団体を公募に寄らない指定管理候補者として提案するものです。
指定管理者の概要についてですが、次のページをお願いします。
内藤湖南先生顕彰会は昭和55年10月4日に設立され、内藤湖南先生の史跡研究調査、顕彰を目的としております。指定管理者が行う業務は施設の設置目的に沿い、資料の収集・保存、史跡の調査研究及び展示など記載のとおりであります。
説明は以上となります。
- 浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら、発言をお願いします。副委員長。
- 兎澤副委員長 あの、この先人顕彰館ですけれども、入館の利用件数なり、研究などでも入っていると思うんですけれども、そういうの利用状況ってどういうものなのか教えていただけますか。
- 浅石委員長 鎌田主幹。
- 鎌田生涯学習課主幹 現在のご質問についてですけれども、利用状況につきましては、令和3年度年間1,520人、令和4年度1,309人、令和5年度1,356人で、昨年度が1,165人となっております。
- 浅石委員長 副委員長。
- 兎澤副委員長 これ入館者の、なんというかな、どういう方がまあ例えば、学校の授業の一環として来館したりとか研究のためにとか、そこら辺の内容まではわからないのかな、どうなんでしょうかね。
- 浅石委員長 鎌田班長。
- 鎌田生涯学習班長 年間の数字の根拠というか、内容的には現在持ち合わせていないんですが、この数字の中には、小学校の見学会、それから先人顕彰館で行われる研修会とか講演会、そういったものも含まれてございます。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 鹿角市の先人のことですので、地元の毛馬内の小学校とかは行っているかとは思いますが、そのほかの学校の体制とかはどうなっているんですか。例えば、学年で行っているとか、利用状況は学校で異なるのかな。この辺の状況も教えていただけますか。

○浅石委員長 鎌田主幹。

○鎌田生涯学習課主幹 主に使われている学校につきましては、十和田小学校の中学年以降の方が使われております。

今回、市の財政改革の一環としまして、公共施設の見直しということで、全庁挙げて公共施設の見直しを図っているところでございますけれども、我々もこの顕彰会につきまして、閉館を含めてという点につきましては、やはり利用状況からしまして、毎年の委託料が1,000万円程度かかっているところでございます。費用対効果を持って一概に生涯学習、社会教育という面から、判断すべきではないと私も思いますけれども、ただやはり年間一人当たり多い時で、8,700円ぐらい一人に対して経費が掛かっている状況でございますので、総合的に勘案して閉館を含めてということで検討しているところでございます。

あともう一つ、先人顕彰館につきましては今年度の当課の事業でデジタルアーカイブ、要するに鹿角市史（資料編）、そちらのほうをホームページで見れるように現在構築を進めてございます。3月中旬頃には皆様のほうにお示しできると思っておりますけれども、さらに令和8年度につきましては、この先人顕彰館の中にある収蔵品等をデジタル化して一般公開、誰でもどこでもいつでもという、携帯があれば見れるという状況を構築していきたいと思っておりますので、必ずしも先人顕彰館に行かなくても、そこにあるものが見れるという状況も踏まえまして、総合的に令和9年以降閉館も含めて来年度中に検討していきたいというふうには考えてございます。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 私としては、利用者をやはりできるだけ増やしたいし、デジタル化して一般で普通に誰でも見れるようになると、各学校内で見れて何も先人顕彰館に行かなくてもよくなる可能性も出てくるわけで、やはりそうではなくてしっかり各学校なりが行って、顕彰館の中に入ってその雰囲気、内藤湖南先生の雰囲気なるものを味わいながら、こうやってくるというのも、郷土の偉人としてもまた自分たちの郷土から出た誇りというものがあるだろうし、色んな面で大事なのではないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○浅石委員長 黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 委員のおっしゃる通り、館に足を運んでもらうということは大切なことだと思っております。で、今十和田地区に整備しました十和田図書館のほうの展示室でございますので、そちらのほうで定期的に企画展を行うなど、そういったことも会のほうと協議しながら進めていきたいと思っております。

また、読書感想文コンクールということで、郷土の偉人についてコンクールなどもこれから行うことにしておりますので、そういったものと合わせて子供たちにも偉人のすばらしさを周知していく機会を設けていきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 関連して先人顕彰館に関しての事業の在り方なんですけれども、公共施設としての先人顕彰館、建物ハードとしてはですね、やはり年間1,000万円ぐらい委託料をかけているほかに建物の維持管理というところも今後将来負担を残さないという観点からも縮減がやむなしという判断かと思えます。

一方で、今副委員長のほうからも出ましたけれども、郷土の先人の顕彰、あるいはその事績の研究というところはぜひ残していただきたいなと思っております。ですので、指定管理として建物の管理はもしかしたら難しいという現状かもしれないんですが、今後ともこの顕彰会が行う顕彰事業に関しては何かしらのソフト事業として残していただいて郷土の偉人の研究や顕彰活動などが引き続き行われるように何かしらのソフト事業としてなにかを残していただければ大変ありがたいなと思っておりますので、ご配慮よろしく願います。

○浅石委員長 鎌田主幹。

○鎌田生涯学習主幹 ありがとうございます。

我々も先人顕彰館が閉館に至った場合の対応としましては、今、現在やっている市内の偉人の研究とか市民に対する啓発活動とかそういったものを縮小するようでは、やはり閉館しても意味がないと思っておりますので、その部分につきましては、新たな支援策を設けて引き続き推進できるような体制を構築してまいりたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 先ほどから、閉館閉館という言葉が飛び交っているんですが、閉館は決まったことなんでしょうか。そしてまた、閉館を見据えて何か方向性が出ているものなのでしょうか。いわゆるそういう道筋みたいなものをもしあるのであれば、お知らせ願いたいというふうに思いますし、まあ大体の想像はできますけれども、まだ仮定の話を前提に、閉館ということを前提に今お話をされているような雰囲気なので、ちょっといかがなものかというふうに思っているんですが、その辺の様子がもしお話できる範囲であればお知らせ願いたいなと思えます。

○浅石委員長 黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 閉館を含めて、施設の在り方を検討していくということで、閉館ありきということではなく会のほうと来年協議しながら進めていきたいと考えていきたいと考えているところで、方向性といたしましては会のほうと今のところ先ほど鎌田が言ったとおりのことを示しながら協議を続けていくということにしておりますので、確定といったところではありませんので、これから来年度いっぱい協議を続けていくこととしておりますので、ご理解いただければと思います。（「わかりました」の声あり）

- 浅石委員長 ほかにございませんか。副委員長。
- 兎澤副委員長 実は毛馬内にユネスコの登録となった毛馬内の盆踊があるわけですが、その辺と関連してこの先人顕彰館を立地していくとか、そういう方向性もできれば一緒に話し合えばいいかなと。盆踊り会館やはり湯沢のほうにも確かあるんですけども、そういう普段来て触れるなり、感じるなりそういうものが今のところ毛馬内のほうにないので、できればそういうのも含めて、一緒に先人顕彰館の在り方を検証してもらえればうれしいのですが、私としては。その辺はいかがでしょうか。
- 浅石委員長 鎌田主幹
- 鎌田生涯学習課主幹 確かに毛馬内盆踊りに関しまして、やはり盆踊りをやっている期間しか、なかなかこう市民、市内外の方々が触れる機会がないのは現実でありますので、盆踊り保存会の馬淵会長と定期的に相談なり、情報共有をしていますけれども、そういった開催期間以外でも紹介できる形を検討していきたいと考えております。
- 浅石委員長 黒澤部長。
- 黒澤教育部長 ちょっと付け足しになりますが、昨年文化財保存活用計画というものの策定しました。それにはやはり文化財の保存をしながら活用もしなければならぬという観点で作られていますので、そちらを踏まえまして、関係者と話をしながらどのような体制が良いのかというところを、先人の文化財ですし、そういったものを含めて検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 浅石委員長 ほかにございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。
- 浅石委員長 次に、本議案について討論ございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。
 議案第 60 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 60 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。
- 浅石委員長 次に、議案第 76 号「鹿角市子ども・子育て会議条例の一部改正について」を議題といたします。
 当局の説明を求めます。工藤課長。
- 工藤すこやか子育て課長 議案書の 88 ページをお願いいたします。
 議案第 76 号「鹿角市子ども・子育て会議条例の一部改正について」説明いたします。
 提案理由ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、鹿角市子ども・子育て会議の所掌事務に特定乳児等通園支援の利用定員の設定

に関する意見事務を加える等のため、条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

鹿角市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）ですが、今般の子ども・子育て支援法の一部改正により、同法第 54 条の 2 第 3 項において、乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」における利用定員を定めようとするときは、審議会等の意見を聴かなければならないこととされました。これを受け、第 2 条の「鹿角市子ども・子育て会議」の所掌事務に、第 3 号として、「市長が法第 54 条の 2 第 3 項の規定により特定乳児等通園支援の利用定員を定めようとする場合において、あらかじめ、市長に意見を述べることを加え、以下 1 号ずつ繰り下げます。

附則として、この条例は、一部改正法の当該部分の施行日である令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で議案第 76 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。副委員長。

○兎澤副委員長 ちょっとお伺いしますけれども、この子ども・子育て会議自体というか、当事者の親御さんとかの代表とかは入ったりしているものなのか、それと政策等こういう話合いした場合のプロセスにも親御さん等参加しているのかどうか、そこら辺をちょっと確認したいです。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 子ども・子育て会議の委員の中に保護者がいるかというところですけども、子供の保護者も委員の構成に入っておりまして、例えば P T A 連合会の会長であったり、そのほか子育て施設を利用している方が委員構成に入っております。

そのほかには教育関係者とか学識経験者とか入っておりますけれども、15 人の定員で会議を構成しております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。副委員長。

○兎澤副委員長 その政策とかそういう話をした時のプロセスなんかにもきちんと参加して、具体的な内容とかも話合いできているのかどうか。そこもお願いします。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 政策のほうに関しましても、昨年度こども計画を策定しましたが、その策定段階で様々な意見をいただきましたり、毎年保育園等の利用定員の変更などがありましたら、その状況を説明しながらそこを理解いただくようなことで毎年 2 回程度会議は開催しております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

- 浅石委員長** 次に、本議案について討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。
議案第 76 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決
します。
- 浅石委員長** 次に、議案第 77 号「鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。工藤課長。
- 工藤すこやか子育て課長** 議案書の 90 ページをお願いいたします。
議案第 77 号「鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部改正について」説明いたします。
提案理由ですが、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係
内閣府令の整備等に関する内閣府令」の施行に伴い、関係する条例について規定を改める
ため、条例を改正するものです。
次のページをお願いいたします。
鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例（案）ですが、本条例では放課後児童健全育成事業を含め、3 つの基準条例
の改正を一括で行うものです。
第 1 条は、鹿角市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正です。
第 12 条中、「法第 33 条の 10 各号」としている部分を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」と
改めます。これは、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第 33 条の 10
に、第 2 項及び第 3 項が新設されることに伴い、基準となる厚生労働省令において、同様
の改正があったことによるものです。
第 2 条は、鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正です。
虐待等の禁止を規定している第 12 条を、同じように、基準となる厚生労働省令の改正
に合わせ改めます。
第 3 条は、鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正です。
次のページをお願いいたします。
虐待等の禁止を規定している第 25 条を、同じように、基準となる内閣府令に合わせ改
めます。なお、括弧書きについては、幼保連携型認定子ども園と幼稚園については、児童
福祉法ではなく、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律」、略称して「認定こども園法」において虐待防止が規定されることから、別途、根拠法を規定するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第 77 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。副委員長。

○兎澤副委員長 今回の項目、虐待等の項目ということでこれ具体的な事例とかはあるのかどうかと、掌握する体制はどうなっているのか、そこら辺教えていただけますか。

○浅石委員長 青山副主幹。

○青山すこやか子育て課副主幹 実際に虐待というのはこちらに報告はございません。虐待があった場合については各施設長が報告を受けるという形となっております、各園長からこちらに報告がされる流れとなっております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○浅石委員長 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 77 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○浅石委員長 次に、「議案第 78 号 鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案書の 93 ページをお願いします。

議案第 78 号「鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明いたします。

提案理由ですが、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の規定を改めるため、条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

鹿角市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)ですが、第 17 条は、家庭的保育事業における利用開始時の健康診断について規定したもので、第 2 項において、健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合

として、従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに、乳幼児に対する母子保健法に基づく健康診査（乳幼児健診）が行われた場合を追加します。これは、提案理由に記載した令和 7 年内閣府令第 82 号において、本条例において参酌すべき厚生労働省令の規定が改正されましたので、それに合わせて表形式として改正するものです。

次のページをお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第 78 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○**浅石委員長** 次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 78 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○**浅石委員長** 次に、議案第 79 号「鹿角市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○**工藤すこやか子育て課長** 提案理由ですが、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

はじめに、本日お配りしております議案第 79 号資料をご覧くださいと思います。

「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」の概要についてですが、満 3 歳未満で保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の枠内で、遊びや生活の場の提供をするとともに、保護者への面談と援助を行うものです。この制度は令和 8 年度から全国で本格実施されることになっております。

(2) 認可及び確認ですが、乳児等通園支援事業は、児童福祉法に基づく市町村の認可を前提として、子ども・子育て支援法に基づく運営基準を満たしていることを市町村が確認することによって、「乳児等のための支援給付」を行うこととされており、このため、「事業者の事業認可」と「運営の確認」を行うため、市町村が内閣府令で定める基準を踏まえ、条例で定めるとされており、

資料右側の 2、市町村の認可・確認制度の概要において、教育・保育施設、地域型保育事業、そして乳児等通園支援事業の 3 つの区分ごとの認可及び確認の権限について表に整理しております。本条例案は、乳児等通園支援事業の認可のため、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものですが、運営の確認に関する基準については、3 月議会において条例案を提出する予定としております。

次のページをお願いします。3、条例制定についてですが、国の基準は従うべき基準と参酌すべき基準に分けられていますが、本市においては、内閣府令と異なる内容を定める特別な事情や特性が認められませんが、原則として、内閣府令で定める基準どおりに制定するものとします。

(3) 条例制定の主なものとして、従うべき基準の一部として、事業の区分や設備及び職員の基準について記載しております。4、今後の予定ですが、来年 4 月の事業開始までに事業認可を行うなどのスケジュールを記載しております。

それでは、議案書にお戻りいただき、97 ページをお願いします。条例案になります。

目次を付け、3 章による構成としております。

第 1 章「総則」では、第 1 条でこの条例の趣旨を、第 2 条では、児童福祉法の規定を引用しながら用語の定義をします。

第 3 条から次のページの第 4 条にかけては、この条例に定める基準が最低基準であり、市及び乳児等通園支援事業を行う者は、最低基準の向上に努め、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させなければならないことを定めます。

第 5 条は、一般原則として、乳児等通園支援事業者の人権配慮義務、説明責任、改善の努力義務等を定めます。

第 2 章が設備運営基準の具体的な規定となります。

第 1 節「通則」では、第 6 条で非常災害への備えについて、次のページをお願いします、第 7 条では安全計画の策定について、第 8 条では移動及び送迎時の自動車運行について、第 9 条から第 11 条にかけては職員の要件等について定めます。

次のページをお願いします。

第 12 条では平等取り扱いの原則、第 13 条では虐待等の禁止、第 14 条では衛生管理、第 15 条では食事の提供について定めます。第 16 条と第 17 条では内部規定や帳簿の整備、第 18 条では秘密保持、第 19 条では苦情への対応について定めます。

第 2 節「乳児等通園支援事業の区分」では、第 20 条において、別に定員を設けて行う一般型と、既存施設の理用定員の範囲内で行う余裕活用型の 2 種に区分されることを規定します。

次のページをお願いします。

第 3 節では、一般型乳児等通園支援事業についての基準を定めます。

第 21 条では、乳児室や保育室の面積や、設備として備えるべき要件を定めます。

104 ページをお願いします。

第 22 条では、職員の基準として、保育士以外の職員には研修を修了した者を置かなければならないこと、員数については、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とすることなどを定めます。

第 23 条では、支援の内容について、厚生省令に規定する指針に順じ、乳児等通園支援事業の特性「保育所等とは違い子どもと保育士が日々顔を合わせることがないこと等」に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないと定めます。

次のページをお願いします。

第 24 条では、保護者と密接な連絡を取らなければならないと定めます。

第 4 節では、乳児等通園支援事業の「余裕活用型」について定めており、第 25 条で、設備及び職員の基準については、元となる施設又は事業所の区分に応じ、それらの基準を定めている秋田県又は鹿角市の条例に定める基準によることとし、第 26 条で、支援の内容と保護者との連絡については、一般型に係る規定を準用すると定めます。

第 3 章「雑則」では、第 27 条において、書面で行うとされている記録や作成を、電磁的記録により行うことができると定めます。

附則として、この条例は、交付の日から施行するものとします。

以上で議案第 79 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○赤坂委員 こども誰でも通園制度に関してなんですけど、この条例案なんですけれども今のところ、施設の種類の 2 種類、一般型と余裕活用型という 2 つあるということなんですけれども、今のところ鹿角市で想定されているのはどちらが多いというか、今のところ想定があるのは出生数を考えると今までの認可保育所の定員に余裕が出てくると思っているんですけど、その余裕を活用して今までの就労要件ありの入園条件を緩和した形で就労条件をなくして一般の認可保育園の空き教室などを使った形の余裕活用型進められるものかなと私は勝手に想像するんですけど、この辺りは市のほうではどのように捉えているか教えていただければと思います。

○浅石委員長 青山副主幹。

○青山すこやか子育て課副主幹 保育施設の利用定員数は現在市内全部合わせて 890 人ですけれども、その約 3 分の 2 を現在使用しているような状況になっております。赤坂委員がおっしゃるとおり施設に余裕がある状況ですのでそちらの余裕活用型というような形で今後進めていきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 それで条例案のほうなんですけれども、第 4 条のほうで施設基準を常に超えて管理するよという項目があるわけなんですけれども、余裕活用型の場合既存の施設の基準を常に超えてやってくださいと言われても、最低基準をじゃあなんで設ける必

要があるのかというふうには勝手に思ってしまうんですが、ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、この辺りは常に基準を超えなければいけないのにあえてその最低基準を設けなければいけない理由が何かあるのでしたら教えていただければと思います。

○浅石委員長 青山副主幹。

○青山すこやか子育て課副主幹 こちらの最低基準というところは主に安全面の管理であったり、危険個所を極力少なくしていくとか、そういった部分について最低基準を超えて運営していくというようにご理解いただければと思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。副委員長。

○兎澤副委員長 この条文の中に現状どうなっているかわからないんですけども、例えば定期的に外部による評価とか、それから非常災害時の訓練とか、安全計画の作成等が条文の中にあるんですが、こういうのの取り扱いというか今後の取り扱い対応と現状のままでもこれにクリアできるのかどうかとかその辺のところもちょっと教えていただければと思います。

○浅石委員長 青山副主幹。

○青山すこやか子育て課副主幹 先ほど赤坂委員にご答弁いたしました、余裕活用型ということで今現在基準をクリアしている認可施設を使用していく形です。今現在で安全面とかその防災計画とか、そういったものはもう備わっていると理解しております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○浅石委員長 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○浅石委員長 次に、「議案第80号 令和7年度鹿角市一般会計補正予算(第6号)中、歳出2款2項市民共働費、3項徴税費、4項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費、7款1項3目消費者行政推進費、10款教育費」を議題といたします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは説明をお願いいたします。佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 補正予算書の22ページをお願いします。

2款2項 市民共同費であります、1目とも同推進費、説明欄のコード0005「人件費」

242万6,000円の増額及びその下のコード0107「集落支援事業」1万9,000円の増額につきましては、主に秋田県人事委員会勧告に伴う人件費の調整になります。

以降コード0005人件費のほか、それぞれの事業についての給料や手当、保険料などの人件費に係るものについては、秋田県人事委員会勧告を踏まえた調整が主な理由となりますので、説明は割愛させていただきます。

その下、2目生活安全対策費コード0401「地域公共交通遺児確保対策事業」の路線バス定期券助成事業補助金36万9,000円は、秋北バスが販売しております路線バスフリー定期券「たんぼこまちパス」の購入を支援するための補助金について、今後の冬季間におけるバス利用の需要増を見込み、増額するものであります。

5目交流センター費、説明欄のコード0205交流センター改修事業1,797万8,000円は、交流センターの大規模改修に係る工事費を増額するものです。

今回の大規模改修において、高圧受電設備であるキュービクルの交換を行うこととしておりますが、キュービクル内に設置されている変圧器については、エネルギーの消費効率を高めるため、省エネ法に基づき、既存製品で最も優れている効率性能を基準とするトップランナー方式が用いられております。

このトップランナー基準について、令和8年4月からより省エネ効率の高い新基準への切り替えが義務付けられたことから、基準切り替えに伴う駆け込み受注が想定よりも多くなってまい、メーカーから公表されていた現行基準の変圧器の受注生産の締め切りが、大きく前倒しされております。電気設備工事において、新基準に対応したキュービクルへと設計変更する必要が生じたことから、工事費を増額するものであります。

2款についての説明は以上です。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 補正予算書の26ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費ですが、説明欄のコード0110国民健康保険事業特別会計繰出金1,377万8,000円の減額は、前年度の法定分繰入金の確定及び人件費の調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

コード0115介護保険事業特別会計繰出金6,240万4,000円の減額はシステム改修費用と人件費の調整のほか、前年度の介護給付費の実績確定により特別会計への繰出金を減額するものです。

2目障害者福祉費のコード0210障害者自立支援給付事業の障害者自立支援扶助費3,610万8,000円の増額は、就労系のサービス利用者が増加したことによるものです。

3目老人福祉費は、財源の調整によるものです。

27ページをお願いします。

6目後期高齢者医療費のコード0101後期高齢者医療費740万8,000円の増額は、秋田県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で令和6年度実績を踏まえ、令和7年度の納付額が確定したため、事務費負担金及び療養給付費負担金をそれぞれ補正するものです。

コード 0105 後期高齢者医療特別会計繰出金 320 万 8,000 円の減額は、前年度繰越金等の確定や人件費の調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

28 ページをお願いします。

3 款 2 項 5 目児童福祉施設費のコード 0211 放課後児童クラブ施設整備事業の 105 万 6,000 円は今年度末十和田わくわく児童クラブの建物等の賃貸借契約の満了に伴う物件の返還にあたり、原状回復の契約条項に基づき、部分的な壁紙の張替えを行うための修繕料を追加するものです。

30 ページをお願いします。

4 款衛生費ですが、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費のコード 0202 医師確保対策事業の医学生就学資金貸付金 1,800 万円の追加は医師就学資金貸付金の来年度利用希望学生の募集を行ったところ 3 人の方から申請があり、この方々の入学が確定した場合の初年度納付金相当分として、2,200 万円と 3 月分の就学資金 60 万円が必要となりますが、当初予算で計上済みの 480 万円を差し引いた不足分となる 1800 万円を増額するものです。なお、全員が入学した場合、本市の就学資金貸付金の利用者は 11 人となります。

3 目環境衛生費のコード 0115 鹿角広域行政組合負担金（斎場費）18 万円の減額は前年度繰越金の確定により、負担金を減額するものです。

31 ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目清掃総務費のコード 0101 鹿角広域行政組合負担金（事業総務費）61 万 8,000 円は秋田県人事委員会勧告等を踏まえた人件費の追加及び前年度繰越金の確定により負担金を増額するものです。

2 目塵芥処理費コード 0105 鹿角広域行政組合負担金（ごみ処理費）2,266 万 2,000 円の減額は、前年度繰越金や交付税参入額の確定により、負担金を減額するものです。

3 目し尿処理費コード 0101 鹿角広域行政組合負担金（し尿処理費）343 万 2,000 円の減額は前年度繰越金や交付税参入額の確定により、負担金を減額するものです。

4 款の説明は以上です。

○浅石委員長 似鳥総務学事課長。

○似鳥総務学事課長 続きまして、10 款教育費について、人件費の調整以外の補正について説明いたします。

41 ページをお願いします。

2 項 1 目、学校管理費のコード 0305「小学校施設管理費」の 885 万 5,000 円は、十和田小学校のプールのろ過タンクを交換するための修繕料で、今年のプール使用中に、ろ過タンクに亀裂が生じ、漏水が発生したため、交換修繕を行うものです。

来年のプール使用前までに、修繕を終える必要があるため、今年度から着工し、繰越明許により、来年度までの工期とします。

次の 42 ページをお願いします。

下段の 5 項 5 目、大湯環状列石費のコード 0501「大湯環状列石環境整備事業」は、精

算見込みに伴う各経費の補正で、43 ページになりますが、普通旅費についてはオンラインで検討委員会に出席した委員の普通旅費を減額し、また、検討委員会の報告書のページ数が当初予定より増えることに伴い、消耗品と印刷製本費を増額するものです。

44 ページをお願いします。

6 項 2 目、体育振興費のコード 0243「スポーツ交流事業」の 55 万 7,000 円の増額は、国際チャレンジ杯サッカー秋田県予選大会の中止に伴う補助金の減額と、スポーツ合宿奨励補助金の今後の利用見込みによる増額を行います。

その下のコード 0255「はばたけアスリート鹿角コーチング事業」の 66 万 6,000 円の増額は、今後開催される全県規模以上の小・中学生を対象とした大会への派遣見込みによる補助金の追加です。

その次の 6 項 4 目、学校給食費のコード 0405「学校給食費」の 471 万 4,000 円の増額は、米価等の高騰により、11 月から給食費を増額改定したことに伴い、賄材料費を追加するものです。

なお、給食費は増額しておりますが、国の物価高騰対応重点支援交付金を活用することとし、保護者負担は据え置きとしております。

以上で、12 月補正予算案の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、2 款 2 項 市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 2 款 3 項 微税费について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 2 款 4 項 戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 3 款 民生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 4 款 衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 7 款 1 項 3 目 消費者行政推進費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 10 款 教育費について、質疑・ご意見等がございま

したら発言願います。赤坂委員。

○赤坂委員 41 ページの 10 款 2 項小学校費 0305 のプールのポンプの交換の修繕費ですけれども、十和田小学校のプールの循環ポンプということでした。今年のプール授業なんです、暑さのせいでプールが開いていて天気も晴れだと、その中で水温の基準が上がってしまって熱中症指数のためにプールが開いているのに水泳授業ができなかったということもあると伺っております。

現在、プールの授業の中でポンプの修繕も重要なことなんですけれども、プールの授業を再開するためにまず 880 万円の予算が必要だということなんですけれども、今年プールが暑さのせいで開業できなかったとか、本来はプール授業を予定したんですけれども、熱中症指数のせいでプール授業ができなかったという例がどれくらいあるかというのは教育委員会のほうで把握されていたら教えていただきたいと思います。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 実際には十和田小学校以外でも、暑さ指数の関係で授業ができなかったという事例はございます。トータルでどれくらいの件数や日数、予定していた日数に占める割合までは今、持ち合わせてございませんが、暑さ指数の基準を満たせないことでプール授業を中止した事例はほかにもございました。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 今回プールが使えないのが、循環ポンプが使えなくて 880 万円の予算を付けて循環ポンプを直すと。せっかく直したにも関わらず、例えば来年度以降猛暑がまたやってきましてですね、せっかくプールの状況は全く問題ないのにも関わらず、プール授業ができないということであれば、やはりなんというかお金をせっかくかけたのに結果としてプールが使えないというのは非常に残念だなと思いますので、例えば暑さに対応するためにですね、水面に太陽が当たることで水温が上がってしまうのかなというふうに思うんですけれども、今の市内の小学校どこもそうですけれども、市民プールもそうですけれども、日陰を作るような場所ってなかなかないのかなと思うんですけれども、簡易的な方法としては農業などで使われている遮光布、あれはあんまり大した値段しないと思うんですが、遮光布を例えばプールにかけたりとか暑さ対策をとらないとせっかく予算をかけたにもかかわらずプール授業ができないということが今後想定されると思ひまして、何かしらの対策が必要なんじゃないかなと思うんですが、そのあたり教育委員会のほうで今何かプールの水温上昇を防ぐための仕組みみたいなのところは何かお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 今委員がおっしゃられたプールの水温対策、日光を防いで水温を上げないというような、そこまで具体的な方法は今まだ検討段階にはございません。先ほど今年の状況を正しくお伝えできれば良かったんですけれども、どれくらいの割合でプール授業ができなかったのか、日数が 1 日なのか 3、4 日あるのか、その辺も状況をしっかり

り確認しまして、対策が必要なのかというのを総合的に判断して適切に対応するようにしていきたいと思います。ただし、基準を上回った場合はプール授業を中止せざるを得ませんので、その辺はご理解いただきながら、できるだけ計画通りにプール授業を実施できるように対策を検討していきたいと思っております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 80 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 80 号中、当常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○浅石委員長 次に、議案第 81 号「令和 7 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○成田市民課長 53 ページをお開き願います。

議案第 81 号 令和 7 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 160 万 4,000 円を減額し、総額をそれぞれ 28 億 7,514 万 1,000 円とするものです。

59 ページをお願いします。

はじめに歳入です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,377 万 8,000 円の減額は、前年度の法定分繰入金の確定と人件費の調整によるものです。

2 項 1 目財政調整基金繰入金 334 万 3,000 円の減額は、7 款 1 項 1 目の前年度繰越金の確定に伴い、財源の調整により基金へ繰り戻すものです。

60 ページをお願いします。

続いて歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費は人件費の調整のほか、コード 0105 一般管理事務費において、国保連合会と各保険者をつなぐ保険者ネットワークの端末機器更新に係る委託料 98 万 8,000 円を減額しております。国保連合会に更新に伴う機器調達と設定業務を委託しており、各保険者の端末機器を一括調達したことで、1 台あたりの単価が下がったことから不

用額を減額するものです。

2項徴税費は、人件費の調整に伴う補正です。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○**浅石委員長** 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第81号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○**浅石委員長** 次に、議案第82号「令和7年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田市民課長** 66ページをお開き願います。

議案第82号「令和7年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について説明します。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ85万6,000円を減額し、総額をそれぞれ4億9,168万4,000円とするものです。

72ページをお願いします。

はじめに歳入です。

3款1項1目事務費繰入金320万8,000円の減額は、4款1項1目の前年度繰越金の確定と6款1項1目の子ども・子育て支援事業費補助金の追加、また人件費の調整によるものです。子ども・子育て支援事業費補助金165万円は、後期高齢支援システムの改修費用に対する国庫補助金で、令和8年度にスタートする子ども・子育て支援金制度への対応となります。

73ページをお願いします。

続いて歳出です。

1款1項1目一般管理費85万6,000円の減額は、人件費の調整によるものです。

2項徴収費は、子ども・子育て支援事業費補助金の追加に伴う財源の調整です。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○**浅石委員長** 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 82 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○**浅石委員長** 次に、議案第 83 号「令和 7 年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○**奈良あんしん長寿課長** 77 ページをお願いします。

議案第 83 号「令和 7 年度 鹿角市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,884 万 3,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 50 億 9,406 万 7,000 円とするものです。

83 ページをお願いします。はじめに歳入です。

3 款 2 項 4 目「地域支援事業交付金」35 万 8,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

その下 7 目「介護保険事業費補助金」119 万 6,000 円の追加は、歳出予算で計上しております「令和 7 年度システム改修費用」に対する国庫補助金を追加するものです。

4 款 1 項 1 目「介護給付費交付金」3,896 万 8,000 円の減額と 2 目「地域支援事業支援交付金」89 万円の減額は、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの収入となりますが、令和 6 年度実績確定による精算に伴い、それぞれ減額するものです。

5 款 2 項 2 目「地域支援事業交付金」17 万 9,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

84 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目「介護給付費繰入金」から 4 目「低所得者保険料軽減負担金繰入金」までの各「一般会計繰入金」は、事業費に応じて市の負担分等を繰入れるものですが、令和 6 年度実績確定による精算に伴い、それぞれ減額するものです。

5 目「その他一般会計繰入金」93 万 8,000 円は、人件費の調整ほか、令和 6 年度介護保険システムの改修費用確定による実績精算に伴い一般会計からの繰入金を増額するものです。

その下2項1目「介護給付費準備基金繰入金」4,887万9,000円の減額は、財源調整により基金へ繰戻しするものです。

8款1項1目「繰越金」3億4,825万1,000円の追加は、前年度繰越金の確定に伴う予算措置となります。

85ページをお願いします。

続いて歳出です。

1款1項1目「一般管理費」では、人件費の調整により118万4,000円を減額するほか、コード0105「システム改修委託料」にて、令和7年度制度改正等に伴う改修費用239万3,000円を追加しております。

3項1目「介護認定審査会等費」79万8,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

86ページをお願いします。

2款1項3目「施設介護サービス給付費」と、次の3款1項1目「介護予防・生活支援サービス事業費」は、令和6年度実績確定による清算に伴い財源調整するものです。

3款2項1目「包括的支援事業費」92万9,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

87ページをお願いします。

4款1項1目「積立金」8,887万9,000円の追加は、介護給付費準備基金へ積立を行うものです。

5款1項3目「償還金」1億816万8,000円の追加は、令和6年度の介護給付費と地域支援事業の実績確定に伴う国・県への返還金となります。

2項1目「一般会計繰出金」114万円の減額は、国の制度見直しに伴い、令和6年度より特別会計から一般会計に移管して実施している「重層的支援体制整備事業」に係る介護保険料から負担分を一般会計に繰り出しするものですが、令和6年度の実績確定に伴い減額するものです。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 83 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。
- 浅石委員長 ここで、お諮りいたします。このまま審査を続けるか、あるいは午後から審査をするか、どのようにしたらよろしいでしょうか。赤坂委員。
- 赤坂委員 あと残り陳情の審査かと思いますので、よろしければこのまま継続していたければありがたいですが、職員の皆様はよろしいでしょうか。
- 浅石委員長 よろしいですか。（「お願いします」の声あり）
- 浅石委員長 今、赤坂委員から意見があったように、審査を継続したいことといたしますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 浅石委員長 ご異議ないものと認め、このまま審査を継続いたします。
- 浅石委員長 次に、「7 陳情第 10 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」について審査いたします。
- それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思えます。赤坂委員からお願いします。
- 赤坂委員 本陳情については、夜勤等で非常に大幅な負担をおかけしているということは理解しておりますし、生命を守る業務に携わっていらっしゃる方がワンオペなどというあり得ない状況が続くことは国民の医療に対する安心を損なうことだと思っておりますので、本陳情は採択すべきであると私は考えます。
- 浅石委員長 児玉委員。
- 児玉委員 同じです。
- 浅石委員長 副委員長。
- 兎澤副委員長 赤坂委員の意見に賛成です。
- 浅石委員長 保田委員。
- 保田委員 私は反対意見でして、まだまだ勉強不足で申し訳ないんですけど、この陳情の今回の内容すべてに対して私は不採択の立場でして、この訴えている陳情の内容はもっともなことが書かれておりますけれども、強い要求も感じますが、今世の中も不景気でして国の財政も赤字ですので、やはり今こそ人も企業も自助の努力が大切だと考えます。財政事情の厳しい中、新たな財源の下になるものはやはり我々に課せられる次なる税金だと思っているので、結局その増税したそのつけは結局重くのしかかってくると思えますので不採択です。
- 浅石委員長 奈良委員。
- 奈良委員 今の医療従事者の方々の働きに対して私は報酬が正直見合っているとはとても思えないので、やはり働いている方々の環境を整えていくことが医療を受ける私たちの安心にもつながると思うので、私は採択すべきと思えます。
- 浅石委員長 採択が多数を占めておりますので、7 陳情第 10 号は採択すべきものと決し

ますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、7 陳情第 10 号は採択すべきものと決めます。

○浅石委員長 次に、「7 陳情第 11 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」について審査いたします。

それでは委員の皆様より、意見を述べていただきたいと思います。奈良委員。

○奈良委員 こちらも先ほどと同じ理由で私は採択です。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 私は不採択です。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 採択です。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 報酬 10%以上引き上げというこの 10 パーセントが妥当かどうかはよくわからないんですが、含意妥当として採択です。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 10%根拠がわからないという児玉委員の意見もございましたが、10%で果たして足りるのかというところはやはり継続して考えなければいけない部分なのかなと思いますが、先日の住民集会でも医療従事者の不足が地域医療の充足を妨げているというところもわかりましたので、医療従事者だった方が給与が低いせいで他業種に転職されたという事例もあると伺いましたから、それではやはり地域医療の安全が守られないと思いますので私も採択です。

○浅石委員長 採択の意見が多数となりましたので、7 陳情第 11 号は採択すべきものと決めますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないものと認め、7 陳情第 11 号は採択すべきものと決めます。

○浅石委員長 次に「7 陳情第 12 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情」について審査いたします。

それでは委員の皆様より、意見を述べていただきたいと思います。赤坂委員。

○赤坂委員 こちらも先ほどの陳情と同じですが、介護に関しても今後医療従事者の減少とともに介護人材の減少というものの現実として表れてきておりました。やはり、安心して老後を過ごせる地域でなければ、いずれ来る自分たちの老後を想像できない地域は移住者からも選ばれませんし、人口減少の歯止めがかからない原因となっていると思っております。こういったエッセンシャルワークの皆様の給料の引上げがひいては安心安全な地域につながると思いますので、私は採択です。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 介護保険制度の抜本改善というふうな言葉がちょっと引っかかるので、抜本

的に今この段階で改善してしまうと、周りに与える影響があまりにも大きすぎるので、この文面で行くと私は不採択が妥当と思います。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 この内容については、非常に理解する部分も多いわけですがけれども現状の先ほど児玉委員も言いましたように、現状をあまり変えるというのもまた非常に難しい部分があるという状況もわかりますので、趣旨採択という形でよいと考えます。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 介護保険制度の改善を求める、抜本的に改善することは賛成です。もう25年も経っていますので、もうほぼほぼ介護保険制度が破綻に近づいてきている危機があるというふうにも聞こえてきておりますので、ただこの処遇改善はちょっと反対ですので総合的には不採択ということで。

○浅石委員長 奈良委員。

○奈良委員 私は採択です。先ほどの医療問題ともちょっとつながるんですが、先日の市民説明会で秋田大学の先生も仰っていましたが、医療と介護は今後も切っても切り離せないもので1つとして考えるべき問題と私も思っております。介護をないがしろにしているところに移住者、また今住んでいる市民の方々に安心が生まれるとはちょっと私は思えないので介護従事者の処遇改善や介護保険制度の抜本改善に私は賛成です。

○浅石委員長 ありがとうございます。3種類の意見に分かれておりますので、議論の余地があることから継続審査としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、7陳情第12号は継続審査すべきものと決めます。

○浅石委員長 次に、「7陳情第13号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情」について審査いたします。それでは委員の皆様、意見を述べていただきたいと思います。奈良委員。

○奈良委員 ちょっと大変申し訳ないのですが、このそもそもの陳情書の内容が私はあまり自分の中で理解が深まっていないので、賛成と反対の意見が現時点では出せないので継続審査とさせていただければと思います。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 やはりこの国が財政赤字という中で、この財源のもとになるものは結局は巡り巡って我々の税金になってくると思いますので、そういう意味で反対です。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 この最高裁判決に関してですけれども、やはり非常に生活保護利用者がひっ迫をするそういう内容もありますので、(聴取不可)するしないのところでは、非常に難しい訳ですけれども、その辺判断するとやはり継続審査という形でよいのではないかと思います。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 これはまさに今国会で議論されている最中の案件でもあるので、これを今判断する時期ではないのかなというふうに思っていますので、継続審査で。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 私も継続審査が妥当かなというふうに思います。

まず、最高裁の判決が出ているので、これ以上の司法判断はないとは思いますが、その最高裁の判決を受けてもなお、政府が動かないというのは何かしら事情があるのかなというところもありますし、継続審査が妥当かなというふうに思います。

○浅石委員長 継続審査の意見が過半数を占めていることから、継続審査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、7陳情第13号は継続審査すべきものと決めます。

次に、「7陳情第14号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」について審査いたします。

それでは委員の皆様より、意見を述べていただきたいと思います。赤坂委員。

○赤坂委員 私は本陳情については採択すべきと思います。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 継続審査をお願いします。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 採択すべきものと考えます。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 何々無償化、何々無償化とありますけれどもこれ結局税金からと思ってまして、特にこの給食無償化はまだ文部科学省のほうでも課題を残しているようです。給食を食べない不登校の児童生徒に恩恵がないことや、すでに無償化である低所得者の追加の恩恵もない格差是正なども挙げられていまして、結局ただというね、これから無償化たぶん教育も続いていくと思うんですけども、これは先々質の低下も心配されますし、苦勞して親が払ってくれた、育ててくれたという感謝も薄れていくような気がします。

基本的な考えとして自分の口に入れるもの、子供が食べるもの、それはやはり自分で払う。親は子供を育てる義務がありますので、国に食べさせてもらうということではなく、親が食べさせて、親に感謝する親孝行の子供に育ててほしいという考えですので、反対です。

○浅石委員長 奈良委員。

○奈良委員 採択すべきと考えております。

○浅石委員長 三つの意見が出ましたけれども、採択が過半数を占めておりますので、7陳情第14号は採択すべきものと決めますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 7陳情第14号は採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は、終了いたしました。

○浅石委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆様及び当局から、何かございましたら発言願います。井上課長。

○井上福祉総務課長 議会最終日におきまして、国の補正予算に対応した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における健康福祉部での事業としまして、低所得世帯の灯油購入に対する支援、介護・障害者施設の食材費及び光熱費に対する支援と私立保育園等の食材費に対する支援のほか、物価高対応子育て応援手当の支給等に関する補正予算の追加提案を予定しております。現在、内容金額を精査中でありますので、議会最終日での審議をお願いいたします。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにございませんか。黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 同じく教育委員会関係ですけれども、文化の杜交流館について電気料が不足となる見込みのため、光熱水費を追加するものです。

説明は以上となります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、(2)その他についてはこれで終わります。

○浅石委員長 ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

○浅石委員長 次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、先ほど継続審査とした陳情2件及び「教育行政及び民生施策の推進について」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申し出をいたしますのでご了承願います。

○浅石委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました協議事項は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それではただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。

なお、明日の会議は休会といたします。
大変お疲れさまでした。